

# 消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター  
佐野市高砂町1番地  
TEL 0283-20-3015 令和3年7月

消費生活センターでは、消費者をだましてお金を支払わせる悪質商法による被害や「商品が届かない」「壊れた商品・にせ物が届いた」「購入した商品でケガをした」など、消費生活に関する相談に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

相談事例のなかから、気をつけていただきたいトラブルをご紹介します。

## ① お試しのつもりが「定期購入」に！

ネットの広告を見て、特別価格の美容液を購入。肌にあわず使用をやめていたが、商品が再び届き、定期購入だと気付いた。すぐに事業者へ解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目の商品はとても高い。どうにかならないか。



【相談員からのアドバイス】

- ・詳細な契約内容は、「0%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さな字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- ・「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。



## ② 訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

「不用品を買い取る」と電話があり来訪してもらったが、用意しておいたものよりも「壊れた装飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話したところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。



(※消費者庁イラスト集より)

【相談員からのアドバイス】

- ・購入業者は、事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を求められた時は、きっぱり断りましょう。
- ・訪問購入はクーリング・オフが出来ます（契約書面を受け取った日を含めて8日間）。この期間は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法になります。

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・年末年始を除く)

※消費生活センターではクーリング・オフの方法や、消費者トラブル防止法をお伝えするための出前講座を、無料で実施しています。お気軽にお問合せください。